

## 第14回 我孫子市放射線対策会議 会議概要

【場 所】 市長応接室

【日 時】 平成23年12月15日（木）14:30～16:00

【出席者】 市長、副市長、教育長、水道局長、消防長、子ども部長、環境経済部長、建設部長、市民生活部長、健康福祉部長、生涯学習部長、教育委員会総務部長、教育委員会総務課長、学校教育課長、公園緑地課長、保育課長、道路課長、総務課長、クリーンセンター課長、広報室長、農政課長、放射能対策室長

（報告事項）

（1）汚染状況重点調査地域の指定及び除染関係ガイドラインについて

- ・ 14日に、特措法施行規則が公布され、特措法のガイドラインが示された。しかし、国が財政支援するとしている具体的な補助率に関しては、示されていない。
- ・ 「汚染状況重点調査地域」に指定されることになるが、放射線量の測定は保育園・幼稚園・小学校については50センチメートル、中学校、公園などは1メートルの高さで行う。
- ・ 測定器は、現在使用しているシンチレーション式サーベイメータで対応可能である。
- ・ 測定は、側溝など数値の高いポイントは避け、区域内の平均値とする。
- ・ 流山市では、市民の理解を得るため、高さ5センチメートルの測定値を基準とする意向である。

（2）放射線量測定結果及び放射能に関する対応について

（公園緑地課）

- ・ 天王台西公園、柴崎台中央公園で除染を終了。
- ・ 現在、除染計画に位置付けた9か所の公園について、地元自治会等との除染方法等の協議が終了し、年内発注を目指す。

（学校教育課）

- ・ 第一小学校では、側溝の補修工事を実施し、測定値は毎時0.2マイクロシーベルト前後に下がった。ただし、側溝周辺については清掃を実施したが、未だ毎時0.3～0.4マイクロシーベルトの箇所があり、測定値が下がりにくい。

（3）第一次除染計画の実施状況について

（学校教育課）

- ・ 小・中学校の校庭に関しては、スポット工事をしてあまり数値が下がらないので、全面工事をする方向で考えた方が良い。その場合、設計は都市部・建設部で協力する。

（公園緑地課）

- ・ 自治会と除染方法等の協議を終了。
- ・ 39公園の砂の入れ替えを終了し、残り5公園の年内発注を予定している。

(保育課)

- ・ 除染工事は終了。毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所のある園舎については、さらに、きめ細かな除染作業を行う。
- ・ 園舎、室内で測定するようにしていく。

(4) 放射線障害防止規則施行に伴う対応について

- ・ 除染等の業務に従事する職員6名（クリーンセンター、土木センター、公園緑地課）が、12月27日の特別教育を受講する。
- ・ これから除染を委託する業者には、特別教育の受講を周知する。
- ・ 受講料は無料。
- ・ 学校は、不特定の者が除染をするため管理職1名が受講するようにする。

(決定事項)

(5) 食品等の放射性物質検査要領について

- ・ 当初は、検体の持ち込みについて500ml・500g以上と標記していたが、下限値が50ベクレル/kgとなるため、10・1kg以上に変更し、より正確な測定を行う。
- ・ 検査結果は、店名については公表しない。

(6) 学校等以外の公共施設の測定と公表について

- ・ 測定箇所は、屋外では中央を1地点、屋内は1階の1地点を測定する。ただし、学校はフロアごとに、すべての校舎を測定する。
- ・ 屋内では、幼稚園、小学校、子供の関わる施設では50センチメートル、中学生が関わる施設では1メートルの高さで測定する。
- ・ 2週間に1度、各課担当者が測定する。
- ・ 測定値は、3回測定した平均値とする。
- ・ 消防署、旧湖北高校野球場通称Cグラウンドについても測定する。
- ・ 結果について、12月26日までに各課でホームページに公表する。ホームページは各課で更新していく。別途、統一した方法で測定、公表ができるように放射能対策室が各課に通知する。

(その他)

- ・ 公表にあたっては、教育委員会で文科省から借りた測定器と、市で購入した測定器は同じものなので名称を「A2700」に統一する。
- ・ 子供の健康検査として、尿を検体として採取し分析機器で検査する方向で調整する。